

第1章

計画の策定にあたって

～ 計画策定の趣旨や位置づけ、策定体制等について整理します ～

1 計画策定の背景と趣旨

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域の中で心豊かに、安心して生活を送るために、地域住民や社会福祉法人、ボランティア、行政などが主体性をもち、支え合いながら地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。

山口市と山口市社会福祉協議会は、平成21年4月から一体的な計画として「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

近年では、少子高齢化や単身世帯の増加、人間関係の希薄化などから、高齢、障がい、こども、生活困窮など従来からある分野ごとの福祉課題に加え、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題、介護と子育てを同時に担うダブルケア、ひきこもり、孤独・孤立、家事や介護等を日常的に子供が行うヤングケアラーなど、福祉の分野別支援では対応が困難な複合化・複雑化した福祉課題が生じています。

こうした福祉課題に対応するため、社会福祉法が改正され、複合化・複雑化した福祉課題や制度の狭間のニーズを受け止めるための包括的支援体制の構築や地域福祉計画の充実への取組が求められることとなりました。

取組に当たっては、公的サービスの提供だけではなく、地域における様々な主体が連携しながら主体的に地域課題に取り組む地域力の強化や制度や分野ごとの「縦割り」を超えた取組を進めるとともに、福祉分野以外の関連分野との「横」の連携を図りながら、「地域福祉」を推進することで、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

山口市と山口市社会福祉協議会は、社会状況の変化や国等の動向、現計画の成果等を踏まえ、市民や地域、福祉関係機関など地域福祉に関わる人々をはじめ、全ての人と協働し、「地域共生社会」の実現に向け、また、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGs(持続可能な開発目標)についても念頭に置きながら、地域福祉の方向性を位置づける一体的な計画として、「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画(計画期間:令和5年度～令和9年度)」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1)地域福祉計画

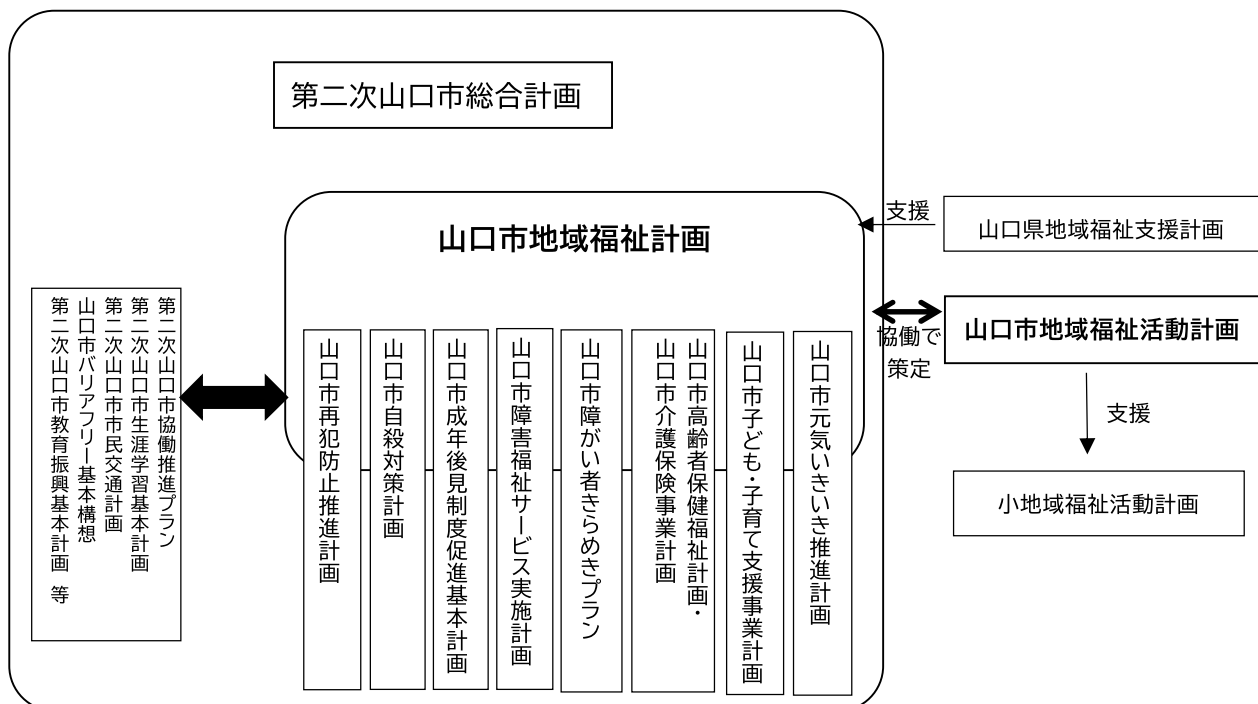
地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき市町村が定める行政計画として位置づけられ、地域福祉の推進や地方公共団体の責務を実践するため、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、支援を必要とする人の生活上の課題とその解決に向けた必要なサービスの適切な利用を推進する事項を定めるものです。

また、山口市地域福祉計画は、第二次山口市総合計画における政策「あらゆる世代が健やかに暮らせるまち」を実現するための具体的な施策「地域福祉の充実」の指針となる部門計画に位置づけられます。

加えて、地域福祉全般の総括的な上位計画として、高齢者や障がい者など、各保健・福祉分野の部門計画に基づく各種施策を展開する上で共通基盤となる地域づくりを進めていきます。

なお、山口県は、同法第108条に基づき、地域福祉の推進に関する県の基本方針を明らかにした「山口県地域福祉支援計画」を策定し、広域的な見地から市町における地域福祉への取組を支援しています。

■ 計画の位置づけ



(2)地域福祉活動計画

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定され、社会福祉事業の実施などにより地域福祉の推進を図ることを目的に設置される公共性の高い社会福祉法人です。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の呼びかけにより、住民や地域において社会福祉活動に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者が相互に協力して作成する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画に位置づけられます。

社会福祉協議会が民間組織としての先駆性や即応性、柔軟性を生かしながら、住民の自主的・自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めています。そして、その特性を基盤とする地域福祉活動計画と行政計画である地域福祉計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場から役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものです。

また、本市では、小地域での生活課題の洗い出しや解決に向けた取組みを掲げた「小地域福祉活動計画」を地区社会福祉協議会の中期計画として位置づけており、今後も引き続き、計画の策定やそれに基づく地域での取組を推進するために支援を行うこととしています。

(3)地域福祉とSDGs

「SDGs」とは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、平成 27 年(2015 年)に国連で採択された、誰一人取り残さない持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

本市においても、誰もが地域で孤立することのない持続可能な地域づくりに向けて、SDGsの視点をもって、人口減少・高齢化の進展などの課題に対応していきます。

【SDGs(持続可能な開発目標一覧)】

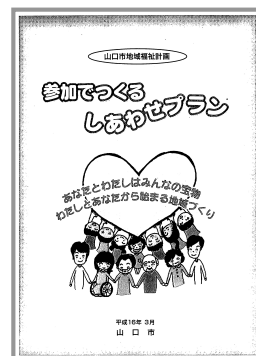


3 計画の策定状況

○山口市地域福祉計画(計画期間:H16~H20)

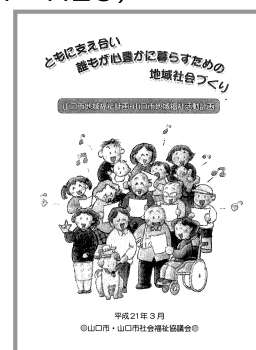
平成16年3月、合併前の旧山口市において、住民相互の支え合いの仕組みや、利用者主体の視点から福祉サービスの総合化を図ることを目的に、行政計画として策定しました。

1市4町による新設合併後においても、次期計画策定までの間は、この計画を引き継いで地域福祉を推進してきました。



○山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画(計画期間:H21~H25)

平成21年3月、市と市社会福祉協議会は、それぞれの計画を、市民や地域、各関係機関など地域福祉に関わる人々をはじめすべての人と協働し、支え合いの地域社会づくりを進めていくため、行政・民間を問わず市全体で取り組んでいくという意思を込め、一体的な計画を策定しました。



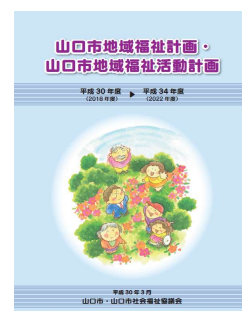
○山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画(計画期間:H26~H29)

平成26年3月、市と市社会福祉協議会は、地域福祉の新たな方向性を位置づけ、市民や地域、各関係機関など地域福祉にかかわる人々をはじめ、すべての人と協働し、支え合いの地域社会づくりを進めるため、引き続き一体的な計画を策定しました。



○山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画(計画期間:H30~R4)

平成30年3月、市と市社会福祉協議会は、社会状況の変化や国等の動向を踏まえ、引き続き、支えあいの地域社会づくりを進めるため、一体的な計画を策定しました。



4 計画の期間

両計画は、「第二次山口市総合計画」における後期基本計画との整合性を図るため、計画の期間を令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、関連する計画等との整合や社会情勢の変化などを考慮し、必要に応じて両計画の見直しを行います。

■ 各計画の計画年度

| 年度 | H30 (2018) | H31/R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) | R9 (2027) |
|------------------------------|---------------|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 山口市総合計画 (まちづくり構想) | [H30~R9] | | | | | | | | | |
| 山口市総合計画 (まちづくり計画) | [H30~R4] | | | | | [R5~R9] | | | | |
| 山口市地域福祉計画・ 山口市地域福祉活動計画 | [H30~R4] | | | | | [R5~] | | | | |
| 山口市元気いきいき推進計画 | [H27~R4] | | | | | [R6~R9] | | | | |
| 山口市子ども・子育て 支援事業計画 | [H27~H31] | | [R2~R6] | | | | | | | |
| 山口市高齢者保健福祉計画・ 山口市介護保険事業計画 | [H30~R2] | | | [R3~R5] | | | | | | |
| 山口市障がい者きらめきプラン | [H30~R4] | | | | | [R5~R9] | | | | |
| 山口市障害者福祉サービス 実施計画 | [H30~R2] | | | [R3~R5] | | | | | | |
| 山口市成年後見制度利用 促進基本計画 | | | | | [R3~R8] | | | | | |
| 山口市自殺対策計画 | | | [R2~R8] | | | | | | | |
| 山口市再犯防止推進計画 | | | [R2~R6] | | | | | | | |

■ 各計画の策定状況など

| 年月 | 内容等 |
|---------|---|
| H16.3月 | ・「山口市地域福祉計画」策定 ※旧4町は未策定 |
| H17.10月 | ・1市4町による新設合併 ・1市4町社会福祉協議会による合併 |
| H19.11月 | ・「山口市総合計画」策定 |
| H21.3月 | ・「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」策定 ・「山口市次世代育成支援行動計画」策定 ・「山口市健康づくり計画」策定 ・「山口市食育推進計画」策定 |
| 4月 | ・「山口市協働のまちづくり条例」施行 |
| 10月 | ・「山口県地域福祉支援計画」策定 |
| H22.1月 | ・旧阿東町との編入合併 |
| 2月 | ・山口市社会福祉協議会と旧阿東町社会福祉協議会による合併 |
| H24.3月 | ・「第六次山口市高齢者保健福祉計画・第五次山口市介護保険事業計画」策定 ・「第二次山口市障害者基本計画」策定 ・「第二次山口市障害福祉計画(第1期)」策定 |
| H25.3月 | ・「山口市総合計画(後期まちづくり計画)」策定 |
| 10月 | ・「山口県地域福祉支援計画」策定 |
| H26.3月 | ・「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」策定 |
| H27.3月 | ・「第七次山口市高齢者保健福祉計画・第六次山口市介護保険事業計画」策定 ・「第二次山口市障害福祉計画(第2期)」策定 ・「山口市子ども・子育て支援事業計画」策定 ・「山口市元気いきいき推進計画」策定 |
| H30.3月 | ・「第二次山口市総合計画」策定 ・「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」策定 ・「第八次山口市高齢者保健福祉計画・第七次山口市介護保険事業計画」策定 ・「山口市障がい者きらめきプラン」策定 ・「山口市障害福祉サービス実施計画」策定 |
| 10月 | ・「山口県地域福祉支援計画」策定 |
| R2.3月 | ・「山口市子ども・子育て支援事業計画」策定 ・「山口市自殺対策計画」策定 ・「山口市再犯防止推進計画」策定 |
| R3.3月 | ・「第九次山口市高齢者保健福祉計画・第八次山口市介護保険事業計画」策定 ・「山口市障害福祉サービス実施計画」策定 ・「山口市成年後見制度利用促進基本計画」策定 |
| R5.3月 | ・「第二次山口市総合計画(後期基本計画)」策定 ・「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」策定 ・「山口市障がい者きらめきプラン」策定 |

5 計画の策定体制等

(1) 計画の策定体制

社会福祉法は、地域福祉計画の策定に当たり、地域住民等の意見を反映する措置を講ずるよう求めており、住民の参加を得て策定を進めるところに大きな特徴があります。

このため、地域福祉推進協議会における意見聴取をはじめ、福祉関係者へのヒアリングや地域福祉市民アンケート調査等を行いながら策定を進めました。

① 地域福祉推進協議会の開催

山口市地域福祉計画及び山口市地域福祉活動計画の策定及び取組の評価等により地域福祉の推進を図ることを目的に設置した地域福祉推進協議会の参画を得て、策定を進めました。

【委員構成】(23名)

学識経験者、福祉関係者及び福祉活動関係者、地域づくり関係者、公募委員など

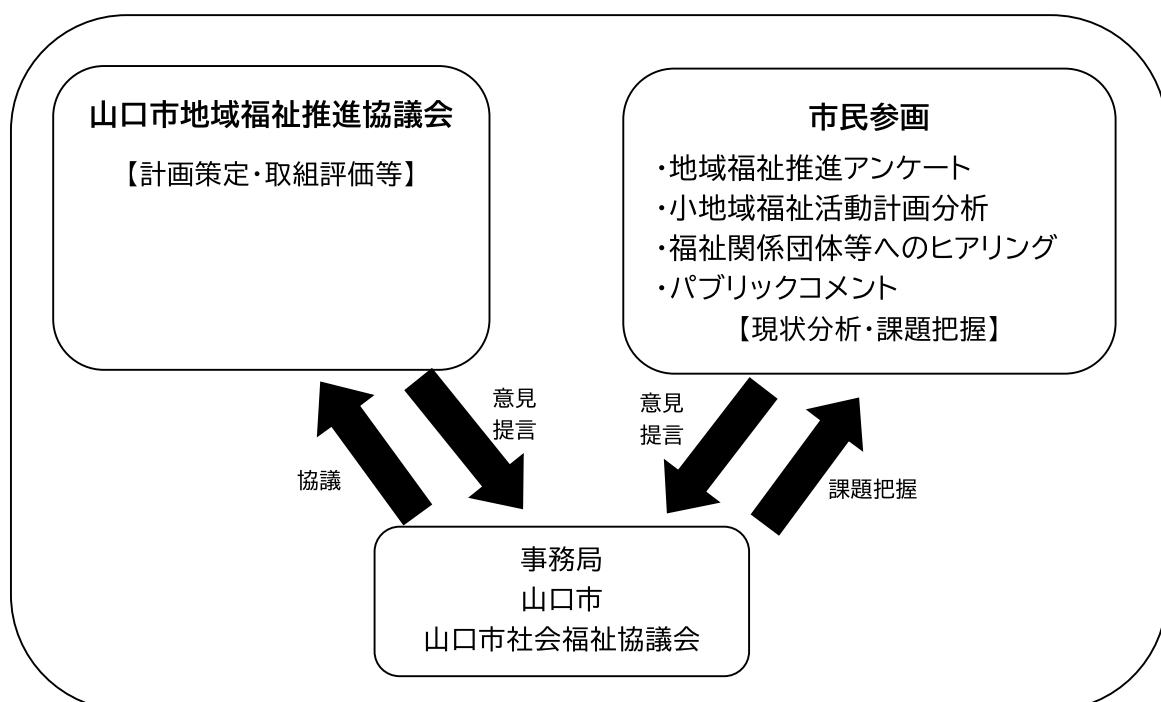
② 福祉関係団体等へのヒアリング

様々な分野の福祉関係団体等にヒアリングを実施し、福祉現場の現状の課題や改善点等を把握し、策定を進めました。

【ヒアリング先】

福祉関係団体116団体、地域福祉推進協議会委員 23名

■ 策定体制



(2)計画の策定過程

計画の策定にあたっては、多くの住民や福祉関係団体などからの参画により、様々な意見や提言を得ながら、計画づくりを進めるよう努めました。

①地域福祉アンケート調査の実施

日常生活や地域のことなどごく身近なことからや、今大切なこと、必要なことについて、率直な意見を尋ね、市民の福祉意識に関して調査しました。

②地域福祉推進協議会の開催

地域福祉推進協議会では、計画の策定方針や地域福祉アンケート調査の実施について協議するとともに、理念や基本目標や活動目標、施策・事業等について検討や協議を行い、計画案のとりまとめを行いました。

③小地域福祉活動計画の分析

地区社会福祉協議会を中心に25地域ごとに策定される小地域福祉活動計画を分析し、現状の課題や改善点等を把握し、策定を進めました。

④福祉関係団体等へのヒアリング

様々な分野の福祉関係団体や地域福祉推進協議会委員等にヒアリングを実施し、福祉現場の現状の課題や改善点等を把握し、策定を進めました。

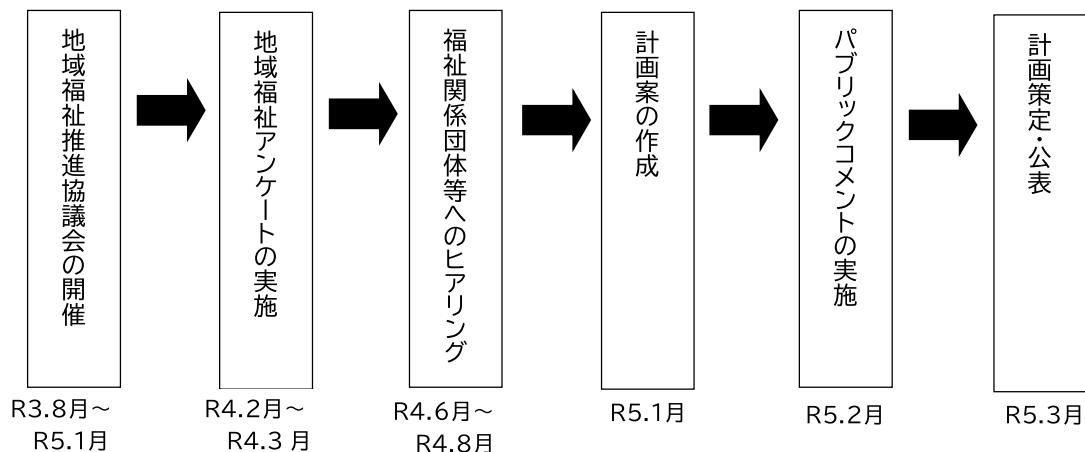
⑤パブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施し、広く市民の意見や提案等を募集するとともに、提案された意見等を十分に考慮し、その反映状況等を公表してきました。

⑥市ウェブサイト等による情報の発信

地域福祉推進協議会での協議の経過や地域福祉アンケート調査の結果等については、市ウェブサイトを活用して、広く公開してきました。

■ 計画の策定まで



6 地域福祉活動における「地域」のとらえ方

「地域」とは、一定の地理的な圏域を指すもので、一般的には固定的に捉えられるものですが、地域福祉は、地域におけるつながりや支え合いを大切にしながら、誰もが住みやすい地域をみんなで築いていくことであり、そのつながりや支え合いの圏域は、場合によって大小様々です。隣近所を圏域としたものもあれば、自治会や町内会、学校区、地域づくり活動や旧市町の範囲など、内容や活動によって異なります。

こうしたことから、現在、地理的条件や活動範囲を考慮し、効率的かつ効果的な施策や事業の展開ができるよう、おおむね次のような圏域からなる重層的なものとして地域を捉え、特に、地域づくり活動や地区社会福祉協議会の活動単位を意識しながら、両計画の推進を図ることとしてきました。

地域共生社会の実現に向けた方向性としては、地域において複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする地域住民を「丸ごと」受け止める場づくりを進めるにあたり、住民に身近でわかりやすい圏域の設定が必要とされていることから、地域福祉活動の単位として下記のとおり整理し、実情に応じて地域福祉活動を進めていきます。

■ 地域福祉活動単位のイメージ

